地域公共交通確保維持改善事業(被災地域鉄道路線代替輸送事業)に係る 交付要綱の改正について(概要)

改正の目的

令和5年度予備費に盛り込まれた、令和6年能登半島地震により被災し、運休している七尾線(のと鉄道)に係る代行バスの運行への支援(被災地域鉄道路線代替輸送事業)について反映するため、交付要綱を改正する。

主な改正事項

<交付要綱>

◆附則第2条~第12条 代行バスの運行への支援(被災地域鉄道路線代替輸送事業)について規定。

その他

過去例によると、〈実施要領〉及び〈事業評価実施細目〉についても、併せて改正する必要があるが、これらについては、今後、補助対象事業者(のと鉄道)の全線復旧時期(R6年4月上旬めど)が確定し、地域鉄道路線代替輸送事業の補助期間終了後(R6年度以降)の取り扱いについて、財務省等協議を経て方針が決まり次第、改めて実施要領等改正の決裁を行いたい。

※参考:過去例(R2補正時)

く実施要領>

◆附則

被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する系統について、申請日等の経過措置を規定。

<事業評価実施細目>

◆附則

被災地域鉄道路線代替輸送事業及び実施要領附則に規定する経過措置の適用を受ける地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、事業評価の対象としない旨を規定。